

ケミトックス環境ニュース (Vol. 50)

2017年8月8日
株式会社ケミトックス
住田智希
河戸淳仁

施行された EU の RoHS 指令のその後

スウェーデンの新しい課税

2006年7月1日に施行された RoHS1 指令は鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr+6)、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)の6物質に対して使用制限を課した指令でした。

また、2015年6月4日に施行された RoHS1 指令の改正版の RoHS2 指令では、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)の4物質に対して使用制限を課することになりました。つまり、合計すると10物質が使用制限の対象となります。

RoHS 指令を策定する段階では、全ての臭素系難燃剤が使用制限の対象候補でしたが、最終的には、人体に対して蓄積性のある特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE)のみが対象となりました。この策定の段階で、一度全ての臭素系難燃剤が対象として議論されていたために、EU の官報が発効される前段階から企業がいち早く対応を始めたので、結果的には企業の自主的な方針の下でハロゲンフリー化が進展することになりました。

元々、スウェーデンやデンマークなどの北欧では、バルト海の汚染問題もあり、臭素系難燃剤に対して規制を訴える動きが古くからありました。

具体的な例を挙げますと、北欧で実施しているエコラベルに“Nordic Swan”があり、1993年に複写機に対して、PBBの使用を規制しました。1995年には、プリンター、ファックス等への臭素系難燃剤の使用を禁止して、オフィス用品を対象にした認証制度を構築しました。認証された製品には認証ラベル(図1)の使用が認められる仕組みとして、RoHS 指令が施行される前の1990年代に始動していました。



図1 Nordic Swan

さらに 1999 年になると、スウェーデン政府の開発管理局が、パソコンの筐体に対して臭素系難燃剤を使用していることを理由に、既存の納入先からの調達を停止する事態となりました。このニュースは世界を駆け巡り、日本でも新聞報道され、環境対応の重要性を再認識させる案件にもなりました。

US computer company lost order of 400 million SEK (50 million US\$) due to the use of halogenated flame retardant

The discussions about halogenated flame retardants have now caused US computer company a loss of an order of 400 million SEK. This since the Swedish Agency for Administrative Development does not allow halogenated flame retardants in their environmental requirements. The Swedish Agency for Administrative Development is a public institution that carries out the largest public purchasing in Sweden. Every two years they make an agreement concerning the purchase of computers

<p>「ジュッセルドルフ支局」 スウェーデン政府は、ハロゲン系難燃剤を使用しているパソコンの調達を停止した。同政府の管理開発庁は政府機関が使用するパソコンなどの事務機器の調達を行っている</p>	<p>スウェーデン政府が環境に配慮</p> <p>ハロゲン系難燃剤使用のPC コンパックから調達停止</p>	<p>が、これまで納入していた米コンパックが同社機器の「フレサリオ」にハロゲン系難燃剤を使用しているとして、同社からの調達を停止したことを環境関係団体に明らかにした。スウェーデンテレビによ</p>	<p>ると、コンパックの受注予定額は四億スウェーデン幣（約六十億円）で同社売上げ総額の約三割に当たるとい</p>
---	--	--	--

電波新聞 1999.5.25.

以上のように、スウェーデンでは臭素系難燃剤に関しては、1990年代から規制を厳格化する方向で動いていました。このような動向に対してさらに徹底を図るためか、スウェーデン当局は、家庭環境における危険な難燃剤の発生と拡散および暴露を減らす目的で、特定の化学物質(臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、リン系難燃剤)*を使用した電子機器に対する新しい課税制度を、**2017年7月1日**より施行しました。

白物家電に対しては、正味重量1kgあたり8 SEK(1SEK=13.5円)の税率が適用され、他の電気

製品は、正味重量 1kg 当たり 120 SEK と、製品ごとに最大 320 SEK 税率が異なります。

新しい課税制度では、主に電子製品に含有される“塩素化合物”、“臭素化合物”および“リン化合物”の含有量によって税率が異なる仕組みとなっています。塩素、臭素およびリンの含有量が閾値(0.1% 1,000 ppm)を下回っている場合には、税額控除を適用することができます。

スウェーデンの新しい課税制度は、有害物質の使用を禁止するのではなく、有害物質が閾値以上含有する場合に国が策定した課税の対象となるものです。“責任あるコンプライアンス制度”と各国当局で宣言されている拡大生産者責任宣言(WEEE、Packaging、Battery)には関係していません。

しかし、今回のスウェーデンの新しい課税制度は、電子機器から有害物質を排除するように誘導する策とも言えるでしょう。これもスウェーデンが 1990 年代から取り組んでいたものを一歩進めた形ではないかと思います。

出典:

http://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20161067-om-skatt-pa-kemikalier-i-viss_sfs-2016-1067

*:ケミトックスでは臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、リン系難燃剤の分析について、国際的な認定機関である米国の A2LA から、ISO/IEC 17025(試験ラボの品質の維持・管理に関する要求)に基づく認定を取得しております。

<http://www.chemitox.co.jp/business/kankyo/sonota>